

平成17年5月14日
税理士 原 幸四郎

はじめに

本件は、外国会社である親会社が、その100%子会社である内国法人に付与していた独占販売権を、内国法人である請求人に付与、譲渡した場合の消費税法の取扱いが争点となった事案である。本稿では、営業権についての消費税法の取扱いかつ親子会社がからんだ取引（本件契約）に対する税法の適用について考えてみたい。

事案の概要

1 事実

(1)事案の概要

本件は、請求人が外国法人に支払った日本国内における独占販売権の取得に係る対価の額が、消費税法上の国内取引として課税仕入に該当するか否かを争点とする事案である。

(2)審査請求に至る経緯

審査請求人（以下「請求人」という。）は、平成10年7月28日から平成11年6月30日までの課税期間（以下「本件課税期間」という。）の消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）について、確定申告書に別表の「確定申告」欄のとおり記載して、法定申告期限までに申告した。

原処分庁は、これに対し、平成12年5月31日付で、別表の「更正処分等」欄のとおり消費税等の更正処分（以下「本件更正処分」という。）及び過少申告加算税の賦課決定処分（以下「本件賦課決定処分」という。）をした。

請求人は、これらの処分を不服として、平成12年6月21日に、別表の「異議申立て」欄のとおり異議申立てをしたところ、異議審理庁が同年9月19日付で棄却の異議決定をしたので、同年10月6日に審査請求をした。

(3)基礎事実

以下の事実は、請求人及び原処分庁の双方に争いがなく、当審判所の調査の結果によってもその事実が認められる。

請求人は、E（以下「E国」という。）F州に所在するG Corporation（以下「G社」という。）P県Q市に所在するH株式会社（G社の100%子会社であり、以下「H社」という。）及びR県S市に所在するK株式会社との間で、平成11年6月21日にE国のサプライヤー（製造業者等）から日本市場向けに出荷される 関連製品（以下「本件製品」という。）の独占販売店契約（以下「本件契約」という。）を締結し、「L」と題する英文の契約書（以下、この契約書の和訳文を「本件契約書」という。）を取り交わした。なお、H社は、G社が本件製品を日本国内で販売するために設立した法人であり、また、請求人は、K株式会社の代表者が下記 のイの本件独占販売権に係る事業を行うために設立した法人である。

本件契約書には、要旨次の記載がある。

ア G社は、E国のサプライヤーから日本市場向けに出荷される本件製品の独占販売

店の権利を保有している（前文の1）。

イ G社は、請求人に日本市場において本件製品を販売する独占権（以下「本件独占販売権」という。）を付与、譲渡し、請求人は受託する（第1条）。

ウ 請求人の顧客がサプライヤーから本件製品の直接購入を望む場合は、G社と請求人は、サプライヤーからG社と請求人に均等に配分される当該直接販売に係る適正額のコミッションの支払を受けることを条件に、当該直接販売を認める。（第3条）。

エ 本件製品に係るすべての注文は、請求人からG社に直接なされるものとする（第6条）。

オ 契約発行日現在、H社が受注し、納品未了の本件製品の受注残高（以下「国内受注残高」という。）から生ずるグロスマージン（G社と請求人との間で合意された本件製品の販売利益）及び本件契約後の本件製品の販売から生ずるグロスマージンについては、G社と請求人との間で均等に配分される（第8条）。

カ G社は、請求人の要請に基づき、本件契約に基づく請求人の義務を履行するために必要で有効とみなされるH社が所有する顧客リスト、納入記録、価格リスト、競合者動向、作業フォーマット・プログラム等の有用な市場情報、事業運営のデータ、資料の写し（以下、これらを併せて「H社のノウハウ等」という。）をH社から無償で請求人に提供させる（第10条）。

キ 請求人は、G社に対して、本件独占販売権及び分配されるグロスマージンとコミッションの対価として、本件契約後5日以内に160万ドルを支払う（第11条）。

ク 請求人は、自己の裁量で必要なH社の従業員を、当該従業員との間で合意された条件で新規に採用することができる（第16条）。

ケ 本件契約で特に認められている場合を除いて、いずれの当事者も、相手方当事者の事前の書面による同意なくして、本件契約を譲渡してはならない（第25条）。

請求人は、平成11年6月24日にG社に対して、本件契約書に基づき、本件独占販売権等の対価として195,760,000円（160万ドルの支払時の円換算額であり、以下「本件支払金」という。）を送金した。

請求人は、本件課税期間の確定申告において、本件支払金に係る消費税相当額7,457,524円を、消費税の控除対象仕入税額に含めて申告している。

2 主張

(1)請求人

請求人がG社に対して支払った本件支払金は、G社がH社に無償で与えていた本件独占販売権等を取得するための支払額、すなわち日本国内の営業権の譲受代金であり、次のとおり、消費税法上の国内取引として課税仕入れに該当することは明らかであるので、原処分庁が本件支払金に係る取引を国外取引であるとして行った本件更正処分等については、法律の解釈に誤りがあることになるから、本件支払金に関する部分については、取り消されるべきである。

営業権の譲渡において、消費税法上国内取引に該当するか、あるいは国外取引に該当するかの判定に当たって、消費税法施行令第6条第1項第7号は、「これらの権利に係る事業を行う者の住所地」により判定する旨規定している。

本件の場合、G社が無償でH社に与えていた本件独占販売権等を請求人に譲渡したものであり、H社が本件独占販売権に基づき日本国内で営業活動を行い、種々の営業上のノウハウ等を有していたことからすると、「これらの権利に係る事業を行う者の住所地」は、H社の所在地である日本国内ということになる。

また、本件契約書の解釈によれば、本件支払金は、ア 本件独占販売権、イ H社のノウハウ等、ウ H社の国内受注高、エ H社の人員引継による人的価値から更正されるものの対価であるところ、これらの権利等に係る営業活動を実際に行っていた者はH社であることからしても、「これらの権利に係る事業を行う者の住所地」は、やはり日本国内であると解すべきである。

(2)原処分庁

原処分はいずれも適法に行われているから、本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

国内取引・国外取引

ア 請求人は、本件支払金を営業権の対価として経理処理しているが、営業権が譲渡された場合、その譲渡が国内において行われたかどうかは、消費税法施行令第6条第1項第7号に規定する「これらの権利に係る事業を行う者の住所地」により判定される所、同号の趣旨は、営業権のような広範囲にわたる資産については、その所在場所が客観的に明らかとなる性質のものではないことから、「これらの権利に係る事業を行う者の住所地」により判定することとしたものであると解される。

イ これを本件についてみると、G社の保有する本件独占販売権に係る事業が、同号に規定する「これらの権利に係る事業」ということになる。

本件独占販売権を保有し、その権利に係る事業を行っていたのはG社であるから、「これらの権利に係る事業を行う者の住所地」は、G社の所在地であるE国国内となる。

ウ 請求人は、本件支払金は、本件独占販売権、H社のノウハウ等、H社の国内受注残高及びH社の人員引継による人的価値から構成されているものの対価である旨主張する。

しかしながら、本件契約書によれば、H社の国内受注残高の所有者はH社である旨(第16条の1)、また、H社の人員引継は請求人の裁量で新規に採用する旨(第16条の2)定められており、この2点については、本件支払金の対価を構成するものではない。

また、本件支払金が、本件独占販売権の対価のほかに、H社のノウハウ等の対価から構成されるところ、本件契約書上の当該ノウハウ等は無償とされているのであるから(第10条)、そのことをもって、本件支払金に係る取引が消費税法上の国内取引に該当するかどうかの判定に影響をおよぼすものではなく、上記イのとおり、その判定は、「これらの権利に係る事業を行う者の住所地」が国内かどうかにより行うべきである。

本件更正処分

上記のとおり、請求人の主張には理由がないのであり、請求人の本件課税期間における消費税等の額を計算すると、本件更正処分と同額になるから、同処分は適法である。

判決の要旨

(棄却・平成13年12月21日判決、裁判事例集第32集423頁)

1 法令の規定等

消費税法第2条第1項第8号は、資産の譲渡等とは、事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供と規定し、同法第2条第1項第9号は、課税資産の譲渡等とは、資産の譲渡等のうち、同法第6条<非課税>第1項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものとされている。

消費税法第4条第3項は、資産の譲渡等が国内において行われたかどうかの判定は、それが資産の譲渡等である場合には、当該譲渡が行われる時において当該資産が所在していた場所が国内にあるかどうかにより行う旨規定し、同法施行令第6条第1項第7号は、当該資産が営業権である場合には、営業権の譲渡が行われる時における営業権に係る事業を行う者の住所地により判定する旨規定している。

また、消費税法第2条第1項第12号は、課税仕入れとは、事業者が事業として他の者から資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供を得ること(当該他の者が事業として当該資産を譲り渡し、若しくは貸し付け、又は当該役務の提供をしたとした場合に課税資産の譲渡等に該当することとなるもの)と規定している。

2 認定事実

請求人提出資料、原処分庁関係資料及び当審判所の調査によれば、次の事実が認められる。

(1)本件独占販売権は、本件契約書によれば、G社がE国のサプライヤーから取得、保有している本件製品の独占販売店の権利(前文の1)に基づくもので、日本国内で本件製品を独占して販売するために必要な権利(第1条)であり、G社からこの権利を付与、譲渡されて、初めて日本国内で本件製品の営業活動及び販売することができるものであること。

(2)請求人は、本件契約後、本件独占販売権に基づき、H社のノウハウ当の提供を受け、また、H社の従業員を新規に採用して事業を行っていること。

(3)H社の国内受注残高の処理等については、取引先との関係からやむなくH社名義で行われているものの、実際の営業活動は請求人が行っており、国内受注残高から生ずるグロスマージンについても、その他のグロスマージンと同様に、G社と請求人との間で均等に配分されていること。

3 本件支払金の性格

(1)営業権の意義については、消費税法又は法人税法等の税法には規定されていないため、一般に会計学や商法等で用いられている概念によることになるが、そこでいう営業権とは、のれん、しにせ権などをいい、いわゆる法律上の権利だけでなく、財産的価値のある事実関係を含むものであって、企業の長年にわたる営業活動を通じて醸成される伝統、社会的信用、名声、立地条件、営業上の秘訣、特殊の技術及び特別の取引関係の存在等並びにそれらの独占性等の多様な諸条件を総合したものであり、将来にわたり他の企業を上回る企業収益を獲得することができるという超過収益力をその内容とするものと解される。

(2)本件契約書第1条及び第11条によれば、本件支払金は、本件独占販売権及びグロスマージンとコミッションの対価として、支払われるものとされているのであり、G社が保有している本件製品の独占販売店の権利に価値を認めて支払われていることは明らかであ

る。

また、本件独占販売権は、本件製品を日本国内で独占的に販売することにより稼得することができる将来の収益（グロスマージンとコミッションの配分）をその実質的内容とするものであることからすると、G社が保有している本件製品の独占販売に係る超過収益力を含む権利であり、上記(1)の営業権（G社の営業権）と認められる。

そうすると、本件支払金は、営業権の取得のための支出金ということができる。

(3)請求人は、H社が本件独占販売権に基づき、日本国内で営業活動を行い、種々の営業上のノウハウ等を有していたことからすると、本件支払金は、H社が保有していた本件独占販売権、H社のノウハウ等、H社の国内受注残高、H社の従業員の引継による人的価値から構成されるもの（H社の営業権）の対価である旨主張する。

しかしながら、本件契約書において、H社のノウハウ等は無償で提供すること（第10条）、H社の従業員採用は請求人の裁量とすること（第16条）で合意されているのであり、さらに、H社の国内受注残高は、将来の本件製品の販売を予定するだけのものであって、全体として、本件独占販売権に基づく超過収益力を構成するものと考えられることからすると、本件支払金は、本件独占販売権（G社の営業権）にその価値を認めて支払ったものであり、本件契約書のとおり、本件独占販売権に係る対価として支払ったものというべきである。

4 国内取引・国外取引の判定

本件独占販売権は、G社がサプライヤーから取得し、保有している本件製品の独占販売権の権利に基づく一種の実施権を請求人が譲り受けたものであり、G社が本件独占販売権をH社又は請求人に付与することによって、G社自体が本件製品に係る事業を行っているとして認められる。

そうすると、本件独占販売権の譲渡者であるG社の所在地は、E国F州であり、「これらの権利に係る事業を行う者の所在地」はE国となるから、本件独占販売権の取得に係る取引は、消費税法上の国外取引となり課税仕入れに該当しない。

5 本件更正処分

上記のとおり、請求人の主張には理由がないのであり、本件独占販売権の取得に係る取引が課税仕入れに該当しないなどとして、本件課税期間における消費税等の額を計算すると、本件更正処分と同額となることから、同処分は適法である。

研究……裁決に疑問

1 営業権の意義

(1)税法の規定

営業権について、消費税法は、資産の譲渡等が国内で行われたかどうかの判定の定めの中で掲げているが（消費税法施行令第6条1項七号）、その内容については何も定義をしていない。他の税法に定めがあれば参考になるところ、法人税法、所得税法は、減価償却資産中の無形固定資産の一つとして営業権を掲げているが（法人税法第2条二三号、同法施行令第13条八号、所得税法第2条一九号、同法施行令第6条八号）、同様に内容については何も定義していない。

(2)商法上の営業権

商法の規定

商法施行規則第33条はのれんの評価として「のれんは、有償で譲り受け又は吸収合併若しくは合併により取得した場合に限り、貸借対照表の資産の部に計上することができる。この場合においては、その取得価額を付し、その取得の後5年以内に、毎決算期において均等額以上の償却をしなければならない」と定め、その内容については定義していない。

判決例

住居表示施行のため町名が変更になったことにより暖簾が損害を受けたとして長年その町に店舗を構える織物協同組合の組合員が市長に対し住居表示の取消を請求した事件の判旨で、「暖簾それ自体は、特定の商号（屋号）と店舗における多くは長年月にわたる歴史と伝統を有する営業自体の価値であり、営業上の信用、名声、秘訣、取引先や仕入れ先との安定した取引関係等によって、総合形成されるいわゆる老舗の有する営業権ともいうべきものであって、無形の経済的利益であり、法律上も保護に値する経済的価値を認めることができる。しかしながら、暖簾自体は右に述べた一種の営業上の価値なのであるから、必ずしも当該個人ないし法人の営業所が所在する町の区域や町名とは必然的な関係はなく、不可分的に結合するものではない」とし、請求を棄却した（名古屋高等裁判所昭和50年10月29日判決）。

学説

暖簾とは、得意先関係、仕入先関係、営業の名声、営業上の秘訣、経営の組織等が含まれ、それらが一体となって財産的価値のある事実関係を形成している。営業権とも呼ばれ、営業譲渡の対象となる営業から営業用財産（個々に貸借対照表に計上される財産）を除いたものがのれんということもできる（注1）との説が多数であろう。

(3)会計上の概念

企業会計の概念によると（法人税法第22条4項）、「企業会計上において、営業権とは、ある企業が同種の事業を営む他の企業が稼得している通常の収益（いわゆる平均収益）よりも大きな収益、つまり超過収益を稼得できる無形の財産的価値を有している事実関係であると解されている。そして、この超過収益力の要因としては、当該企業の長年にわたる伝統と社会的信用、立地条件、特殊の製造技術及び特殊の取引関係の存在並びにそれらの独占性等の多様な諸条件が考えられ、結局これらの多様な諸条件を総合包括して他の企業を上回る企業収益を稼得する場合に、超過収益力すなわち営業権の存在が認められている」（東京高裁昭和50年5月6日法人税等更正処分取消請求控訴事件判決判示）としている。

(4)税法上の営業権

判例

判例は、「営業権とは、当該企業の長年にわたる伝統と社会的信用、立地条件、特殊の製造技術及び特殊の取引関係の存在並びにそれらの独占性等を総合した、他の企業を上回る企業収益を稼得することができる無形の財産的価値を有する事実関係である」（最高裁判所昭和51年7月13日判決）としている。

学説

松沢智教授は、上記最高裁判決を解して、権利の性質と権利の評価とを区別して判示していることに注目し、前段の『伝統』『社会的信用』『立地条件』『特殊製造技術』『特殊

の取引関係』が存在し、しかもそれらが他の企業に対し独占的支配機能をもつものであるということに営業権の本質を明らかにしている。後段の「他の企業を上回る企業収益を稼得することができる」ものという点で、超過収益力をもって営業権の評価の基準を明らかにしている。従って、例えば、営業の譲渡に際し個々の資本の集計額の他に、たとえそれ以上の金員を支払ったからといって、直ちにその差額を営業権と解するのではない。その差額には、繰延資産になる場合も多いであろう（注2）。営業権として構成できるものは税法の規定に基づき減価償却資産として処理し、その余の資産は繰延資産として処理できる。しかして名義上暖簾とされていても、実質的にみて、暖簾でないものは、勿論資産性（費用）がないから、資産計上は許されず、従って贈与（寄付金）となるものと解する（注3）。こう解することにより明確となり積極的に支持したい（注4）。

2 消費税法上の国内取引

(1)消費税は国内で消費される財貨やサービスに対して負担を求めるものであることから、国内において行われる取引のみが課税の対象とされ、国外で行われる取引は、そもそも消費税の課税の対象外である（注5）。

消費税の課税対象

ア 次のいずれをも満たす取引（消費税法第4条1項、同法第2条1項八号）

(ア)国内において行うものであること、(イ)事業者が事業として行うものであること、(ウ)対価を得て行われるものであること、(エ)資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供であること。

従って、事業者は外国法人等の外国の事業者であることを問わない。

ただし、別表第一に掲げるものには課さない（同法第6条1項）。

「資産の貸付け」には、資産に係る権利の設定その他他の者に資産を使用させる一切の行為を含むものとする（同条2項）。

イ 保税地域から引き取られる外国貨物（同法4条2項）

従って、事業として行われなくても、引取る者が誰であっても、また対価が無償であっても、これを問わない。

ただし、別表第二に掲げるものには課さない（同法第6条2項）

国内取引の判定

ア 資産の譲渡又は貸付けである場合

当該譲渡又は貸付けが行われる時において当該資産が所在していた場所（当該資産が船舶、航空機、鉱業権、特許権、著作権、国債証券、株券その他の政令で定める場合には、政令で定める場所）（同法第4条3項一号）。

これを受けて同法施行令6条1項七号に、

営業権、漁業権若しくは入漁権 これらの権利に係る事業を行う者の住所地（この規定は、営業権等は、その権利と、その権利に係る事業を行う者の住所地在り、密接な関連性を持っていることに着目することが妥当であるとの趣旨であると思われる。）

同項九号に、

前各号に掲げる資産以外の資産でその所在していた場所が明らかでないもの

その資産の譲渡又は貸付けを行う者の当該譲渡又は貸付けに係る事務所等の所在地
と定められている。

(同項各号においては、いずれも明確性、実質性の要請に基づき規定してあると思われる。)

イ 役務の提供である場合

当該役務の提供が行われた場所(当該役務の提供が運輸、通信その他国内及び国内以外の地域にわたって行われるものである場合その他の政令で定めるものである場合には、政令で定める場所)。

これを受けて同令6条2項五号に、

情報の提供又は設計 情報の提供又は設計を行う者の情報の提供又は設計に係る事務所
の所在地

同項七号に、

前各号に掲げる役務の提供以外のもので国内及び国内以外の地域にわたって行われる役務の提供その他の役務の提供が行われた場所が明らかでないもの

役務の提供を行う者の役務の提供に係る事務所
の所在地

と定められている。

(2)仕入税額控除の適用においては、事業者が国内において課税仕入れを行った場合又は保税地域から課税貨物を引き取った場合には、その消費税につき仕入税額控除の対象とするとしている(同法30条1項)。

3 親子会社間の取引について

親子会社間の取引といえども、基本的には独立した営利法人であるから、社会通念からみた合理性が要請されよう。また、株式会社が営業の全部又は重要な一部の譲渡、又は他の会社の営業全部の譲受をするには、法律関係の明確性と取引の安全の確保あるいは譲渡会社の株主の保護の観点から商法上、株主総会の決議が必要とされている(商法245条)。

なお、親子会社が他の会社と取引を行った場合、親子会社であるが故に信義則上相手方に対する責任問題が発生することが考えられる。

4 本件事例の検討

(1)本件契約の内容

本件契約の内容は理論的には次のようにいくつか考えられる。ここで、付与、譲渡の対象を、A 本件独占販売権、B 国内受注残高から生ずるグロスマージン、C H社のノウハウ等、D 本件契約後の販売から生ずるグロスマージン、コミッション、とする。

AはG社から請求人に有償譲渡、BCはH社から請求人に無償譲渡、Dは本件契約の一時金として請求人がG社に支払う。これら対価の合計160万ドル。

Aの対価として請求人がG社に160万ドル、他の個々は価値が乏しく全体としてAの評価の中に構成される。

AはG社から請求人に有償譲渡、BCは本件譲渡時にH社、G社を通じてその同一性

を保持しつつ請求人に有償譲渡、Dは本件契約の一時金として請求人がG社に支払う。これら対価の合計160万ドル。この場合、BCのH社からG社への対価は無償ないし有償が考えられる。

A B Cは総合して本件譲渡時にH社、G社を通じてその同一性を保持しつつ請求人に有償譲渡、Dは本件契約の一時金として請求人がG社に支払う。これら対価の合計160万ドル。この場合、A B CのH社からG社への対価は無償ないし有償が考えられる。

AはG社から請求人に有償譲渡、BCはH社が請求人に有償譲渡するがその対価を受領する権利をあらかじめG社に譲渡することが本件にかかる「当事者間の真の私法上の合意内容」として認定（注6）、Dは本件契約の一時金として請求人がG社に支払う。これら対価の合計160万ドル。

(2)検討

本件契約は、Aの付与、譲渡、そしてDの授受という面からするといわゆる継続的供給契約としての総代理店取引契約の面があり、一方A B Cの譲渡という面からすると営業の譲渡という面があり、その混合契約という性格が考えられる。

裁決は、本件契約の内容を上記(1)の「ないし」と捉えている。しかし、Aの特殊の取引関係、Bのノウハウ等、Cの伝統、社会的信用が総合して、それが現に他の企業に対し独占的支配機能をもつものになるという営業権の本質からすると、当事者にとってAをB Cと切り離して譲渡することに合理性はあるのか。本件契約の内容を、契約の個々の条項に固執せず全体として見て請求人が主張した「のように解することもできるのではないか。そしてこの場合は、このような営業権と密接に関連性をもっているこの営業権に係る事業を行う者の住所地は、H社の住所地と解することができる。また、事実関係によっては「のようなことも考えられその場合は消費税法第13条（資産の譲渡等を行った者の実質判定）を適用することも考えられる。むしろG社は本邦の消費税課税を逃れるために「ないし」のような本件契約の態様を選択したと考えると妙に納得されるのはなぜか（注7）。

(3)結論

裁決は、営業権としての権利の性質と権利の評価とを区別することなく検討したきらいがなかったか。税法上の営業権の本質に立ち返って検討したならば異なった結論になる可能性はあったのではないかと思われる。

別表

項目	区分	確定申告	更正処分等	異議申立て
課税標準額		364,231,000 円	364,231,000 円	364,231,000 円
消費税額		14,569,200	14,569,240	14,569,240
控除対象仕入税額		20,921,435	13,459,214	20,916,738
納付すべき消費税額		6,352,195	1,110,000	6,347,498
地方消費税の課税標準となる消費税額		6,352,195	1,110,000	6,347,498
譲渡割額		1,588,048	277,500	1,586,875
過少申告加算税の額			1,373,000	0

(注) 印、還付税額を示す

-
- 注1 前田 庸、「会社法入門第9版」480頁、有斐閣
- 2 松沢 智、「営業権の評価と課税問題」税経通信1990年6月号
- 3 松沢 智、「新版租税実体法」269頁、中央経済社
- 4 同旨、有賀武夫、「営業権」松沢智編著「租税実体法の解釈適用」209頁、中央経済社
- 5 DHCコンメンタール消費税法 1241の17頁、第一法規
- 6 浅妻 敬、「国際取引にかかわる租税判例、裁決例の分析 第10回独占販売権の取得と消費税課税」国際商事法務 Vol.31, No.12(2003)。さらに同氏は、H社が対価を受領したうえでH社が清算するとした場合、多額の清算所得が発生する可能性が高い。また、G社に対して残余財産を分配する際にも、相当額の源泉徴収課税がなされる可能性が高い。本件契約の規定するとおりの取引に基づいて課税が行われる限り、上記のような法人税課税、所得税課税も免れることになる。かかる租税回避の意図がG社において認められるならば、上記のような事実認定が行われる可能性が高まるであろう、と指摘されている。
- 7 関連記述、浅妻・前掲